

# 役務契約における労働社会保険諸法令遵守状況確認実施方針

平成 26 年 2 月 12 日	財政局契約管理担当局長決裁
平成 31 年 2 月 1 日	一部改正
令和 2 年 3 月 3 日	一部改正
令和 4 年 9 月 5 日	一部改正
令和 5 年 5 月 10 日	一部改正

## 1 趣旨

この方針は、札幌市が発注する役務契約（建設関連の委託業務を除く。以下「役務契約」という。）において、適正な履行及び品質の確保を図る観点から、履行検査の一環として、役務契約に従事する労働者に係る労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）の遵守状況を確認するため、その必要な事項を定める。

## 2 対象となる役務契約

労働社会保険諸法令の遵守状況の確認の対象となる役務契約（以下「対象役務契約」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 札幌市が管理する施設において、常駐する労働者から日常的に役務の提供を受ける通年契約のもの（随意契約によるものを除く。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、契約の性質又は目的から、管財部長が労働者の労働環境について特に確認する必要があると認めるもの

## 3 対象となる労働者

労働社会保険諸法令の遵守状況の確認の対象となる労働者は、対象役務契約に従事する労働基準法第 9 条に定める労働者（代替、臨時その他の事由により一時的に従事する者を除く。以下「対象労働者」という。）とする。

## 4 労働者の労働環境に関する書面の提出

対象労働者の労働社会保険諸法令の遵守状況を確認するため、受託者から、次に掲げる書面を提出させるものとする。

- (1) 業務従事者名簿（様式 1）
- (2) 業務従事者配置計画書（様式 2）
- (3) 業務従事者健康診断受診等状況報告書（様式 3）
- (4) 業務従事者支給賃金状況報告書（様式 4）

## 5 労務管理書類による確認

前項の規定によるほか、次のいずれかに該当する場合においては、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類により、対象労働者の労働社会保険諸法令の遵守状況を確認するものとする。

- (1) 低入札価格調査を実施して契約を締結したもの
- (2) 前項各号に掲げる書面の記載内容において疑義が生じたもの

## 6 労働社会保険諸法令遵守状況確認の実施の明示

対象役務契約においては、前2項による確認を行うことについて、一般競争入札の告示又は指名競争入札若しくは随意契約の指名に係る通知に、別紙を添付し、又はその旨を記載し明示するものとする。

## 7 その他

この方針によるほか、労働社会保険諸法令遵守状況確認に関する必要な事項は、管財部長が別に定める。

## 8 一部改正の適用年月日

改正後の方針は、令和5年5月10日から適用する。

## 労働社会保険諸法令遵守状況確認に関する特記事項

委託者（札幌市）は、役務契約について、適正な履行及び品質の確保を図る観点から、履行検査の一環として、業務対象施設に従事する労働者に関する労働社会保険諸法令の遵守状況の確認を行うことができるものとし、受託者は、委託者からの求めに基づき、下記のとおりこれに応ずるものとする。

### 記

#### 1 労働者の労働環境に関する書面の提出

受託者は、次に掲げる書面を、委託者が指定する期日までに提出すること。

##### (1) 業務従事者名簿（様式1）及び業務従事者配置計画書（様式2）

業務対象施設に日常的に従事（常駐）する労働者（以下「労働者」という。）の把握とともに、労働者の配置計画及び社会保険加入義務を確認するため、「業務従事者名簿（様式1）」及び「業務従事者配置計画書（様式2）」を、業務の履行開始日の前日までに提出すること。また、労働者が変更となる場合には、その都度、業務従事者名簿を、変更後の労働者が従事する日の前日までに提出すること。

##### (2) 業務従事者健康診断受診等状況報告書（様式3）

労働者（上記(1)の「業務従事者名簿（様式1）」により報告のあった労働者）の健康診断受診等状況を確認するため、「業務従事者健康診断受診等状況報告書（様式3）」を、当該報告事項確定後から履行期間終了日までの間に提出すること。なお、複数年契約のものにあつては、履行期間内において、1年毎に1回当該書類を提出すること。

##### (3) 業務従事者支給賃金状況報告書（様式4）

労働者の支給賃金状況を確認するため、年1回、委託者が指定する期日までに、業務従事者支給賃金状況報告書（様式4）を提出すること。

#### 2 労務管理に係る書類

次のいずれかに該当する場合にあつては、受託者は、上記1の書面のほか、契約約款第16条第2項の規定に基づき、受託者が保管する雇用契約書、賃金台帳、出勤簿その他の労務管理に係る書類を、委託者が指定する期日及び場所において、委託者が確認できる状態にすること。

##### (1) 低入札価格調査を実施して契約を締結したもの

##### (2) 上記1の書面での確認において疑義が生じたもの

※この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。